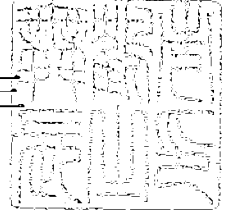


舞市生第 33 号  
平成29年4月25日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会  
会長 山 川 肇 様

舞鶴市長 多々見 良 三



舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則第3条に基づき次のとおり諮問します。

循環型社会の形成に向けた新たな取り組みについて

- 1 容器包装リサイクルに関する取り組みについて
- 2 リデュース、リユースの推進について
- 3 ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について

以上

(趣旨)

舞鶴市では、かねてより不燃ごみの分別収集や可燃ごみの有料化など、ごみの減量化や資源化、適正処理を推進してまいりました。

しかしながら、不燃ごみの6種9分別回収の開始から18年、可燃ごみの有料化から11年が経過する間に、容器包装リサイクル法などリサイクル関連法の改正が重ねられるとともに、ライフスタイルの多様化、少子高齢化、核家族化など社会を取り巻く状況が変化してきました。

そうした中、本市のごみの現状といたしましては、一人当たりのごみ排出量について、可燃ごみの有料化後にはごみの減量意識が働き、排出量が大きく減少してきましたが、近年は横ばい傾向にあります。

また、古紙や不燃ごみの資源化率につきましては、平成18年度をピークに低下を続けており、全国平均、京都府平均を下回っております。

つきましては、本市における循環型社会の形成を推進するため、前述した3つのテーマにおける新たな取り組みについて御審議いただきたく諮問するものです。